

京MED会員規程

(名 称)

第1条 本会は、「京MED」と称する。

(目 的)

第2条 本会は、公益財団法人京都産業21（以下「財団」という。）が運営する財団会員交流事業（KIIC）の研究事業として位置付け、様々な業種や職種が集う異業種連携イベントや交流会を通して、多くの人や情報がつながり、医療・介護現場向けに新たなモノやコトを創出し、「病院・介護施設への設備導入」「医療・介護用機器及び医薬品製造装置へ参入」を目指すものとする。

(事 業)

第3条 本会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 会員相互の交流
- (2) 社会課題解決を進めるネットワーク形成
- (3) 医療・介護等を取巻く状況把握
- (4) 会員連携による共同研究・開発
- (5) 会員連携による販路開拓
- (6) その他医療・介護分野参入に関する事業

(会 員)

第4条 本会の会員は、KIIC 会員の内、以下の企業で構成されるものとする。

- (1) メンバー 本会の目的に賛同する KIIC 会員で、京都府内に拠点を有し、医療分野へ新規参入・設備導入を目指す企業
- (2) サポーター メンバーをサポートする以下の事業者。（ただし、KIIC 会員の有無を問わない。）
 - ①医療関連商品開発の連携先や製造委託先を探している企業・大学・医療、介護事業者
 - ②医療介護施設等の設備資材購買や職場環境改善等で、課題や困り事を保有し、ニーズとして提案いただける事業者
 - ③販路や製品レビュー、デザイン・広報等のサポートが可能な企業等

(入会)

第5条 本会のメンバーに入会しようとするものは、本会ホームページ内の（WEB）参加申込フォームによりメンバー申し込みを行った上で、別途（KIIC）会員制度入会申込書により財団あてに申し込むものとする。

2 サポーターについては、本会ホームページ内の（WEB）参加申込フォームによりサポーターとして財団あてに申し込むものとする。

（活動費）

第6条 活動費は、以下の経費を充てるものとする。

- （1）KIIC 会員会費の内、本会参加企業分
- （2） その他必要に応じて会員から徴収する経費

（退会）

第7条 会員は、次の各号に該当するときは、本会会員資格を喪失する。

- （1） 退会の申し出があったとき
- （2） 解散・廃業したとき
- （3） 会費が納入されないとき
- （4） 本会や会員に対する迷惑行為（公の秩序を乱す行為を含む。）があったとき
- （5） 前各号に規定するもののほか、財団理事長が特に認める場合

（運営）

第8条 各事業年度における予算等の主要事項については、会員で協議の上、決定するものとする

2 事務局は、財団イノベーション支援部に置く。

（その他）

第9条 この規約に定めるもののほか、本会の事業内容、運営に関して必要な事項は会員で協議の上、定めるものとする。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。